射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館の指定管理者候補者選定結果について

1　指定管理者制度を導入する施設
⑴　名　称　①射水市大門総合会館
　　②射水市正力・小林記念館
⑵　所在地　①射水市大門６７番地
　　②①に同じ

2　指定管理者の募集概要
⑴　指定管理者に実施させる業務概要
①　施設の運営に関する業務（使用の許可、利用料金徴収等）
②　施設及び設備の維持管理に関する業務
③　備品等の管理業務
④　事業の企画、実施、運営に関する業務
⑤　その他、施設の管理に関して市が必要と認める業務
⑵　指定期間
令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年）
⑶　申請者数
３者

3　審査結果
⑴　選定基準

審　査　基　準	審査の視点	判　定
１　市民の平等な利用の確保 （条例第４条第１号）	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
２　公の施設の効用の最大限の発揮 （条例第４条第２号）	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b　施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。	５０点
	【利用者サービスの向上】 a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。	
	【利用者の増加】 a 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。	
	【施設及び地域の活性化に資する取組】 a 市民が集う場所として施設の魅力向上が図られているか。 b 地域や関係機関、団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる取組となっているか。	
３　管理運営経費の縮減 （条例第４条第２号）	【管理運営に係る収支の内容と的確性】 a 提示された指定管理料の範囲内において、施設の管理運営にかかる経費が明確な積算根拠を基に適正に見込まれているか。 b 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案がなされ、健全な運営が確保されているか。	２０点

４　公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 （条例第４条第３号）	【安定した基礎能力】 a 法人等の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実に行うための経理体制を有しているか。	３０点
	【安定した人的管理体制】 a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備されているか。	
	【個人情報の保護について】 a 緊急時、災害時等の危機管理体制は適切か。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合　　計	１００点

⑵　結果概要

審査項目 ＼ 申請者	１ 市民の平等な利用の確保	２ 公の施設の効用の最大限の発揮	３ 管理運営経費の縮減	４ 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合　計
株式会社技研サービス	確保されている	１９０	７０	１１９	３７９
[redacted]	確保されている	１６１	７２	１０６	３３９
	確保されている	１５６	８０	９２	３２８

指定管理者候補者：株式会社技研サービス

（備考）

経験に裏打ちされた安定した施設運営の計画を評価するとともに、市民が集う施設の魅力向上の取組みに関する提案が、施設の活性化を期待できるものと判断した。

※　審査員５人の採点の合計で、合計欄の最高は５００点となります。

※　審査基準に基づいた得点の合計点が満点の６割（３００点）に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しません。